

報告第17号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和2年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区高円寺南一丁目在住 個人	事故日：令和2年4月3日 場 所：杉並区高円寺南一丁目 ・ごみ集積所に向かうため、道幅の狭い道を後退したところ、左側後方の駐車場内に駐車していた車両に清掃車が接触し、損傷させた。 (環境部)	194,447円
			令和2年5月7日
2	杉並区桃井一丁目在住 個人	事故日：令和2年4月25日 場 所：杉並区桃井一丁目 ・ごみ集積所の脇に置いてあった自転車のサドルを、誤って不燃ごみとして、収集・処分した。 (環境部)	4,400円
			令和2年5月18日

3	杉並区高円寺南 一丁目在住 個人	事故日：令和2年3月17日 場 所：杉並区高円寺南一丁目 ・道幅の狭い交差点を左折した際、目測を誤り、民家のブロック塀に清掃車が接触し、損傷させた。 (環境部)	50,622円
			令和2年5月22日
4	杉並区和泉 一丁目所在 団体	事故日：令和2年4月21日 場 所：杉並区和泉一丁目 ・商店会が管理する街路灯に清掃車が接触し、街路灯に貼付してあった名板プレートを、損傷させた。 (環境部)	23,100円
			令和2年6月24日